

# 戦後最大の**大波**への対応を 働き方改革関連法 **労務管理ナンバーワン弁護士**に聴く 石 奇 信 憲 氏

## 働き方改革関連法対応セミナー

定員満了のため  
午前開催決定

平成30年9月3日・10月16日  
名古屋能楽堂

愛知県下各労働基準協会主催

待遇差説明の義務化

不合理な待遇差禁止

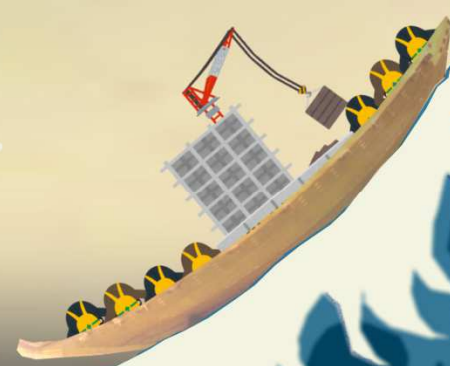
労働同一賃金の実現

5日取得義務化

長時間割増賃金倍増

有給休暇則付き上限規制

残業代





# ■“戦後最大の波”に立ち向かうには 早めの“経営判断と抜本的対策構築”が必要です!!

働き方改革関連法が6月00日に成立し、平成31年4月1日より順次施行されます。この関連法は多様な働き方を選択できる社会の実現を目的とし、高度プロフェッショナル制度の創設等が含まれ、「長時間労働を促進させる」「働かせ放題だ」との野党の反対、マスコミの報道などから、企業活動の幅を広げる法律と思っている企業が多いのが現状です。しかし、関連法の柱の一つは時間外労働上限規制等の“長時間労働の是正”であり、労働時間が長い企業には、業務遂行に重大な影響を与える深刻な事態となります。また、もう一つの柱である雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保による“同一労働同一賃金の実現”は、本年6月1日の最高裁長澤運輸事件では、定年後継続雇用のドライバーの賃金引き下げを認める判断が示されましたが、高齢継続雇用者に関するもので、現政権の『「非正規」という言葉を一扫する』との政策に変わりはありません。

なお、同日の最高裁ハマキョウレックス事件では、契約社員に諸手当が支給されないことを不合理な労働条件格差としており、全労働者の中で非正規労働者の占める割合が37.3%に増加した現在、企業の人材活用の仕組みを大きく変える状況となりかねません。愛知県下の労働基準協会では、関連法施行にあたって政省令改正等がなされたら、労働基準監督署等の行政と連携し関連法説明会を開催いたします。しかし、今回の働き方改革関連法は企業への影響があまりにも大いため、東京より労務管理ナンバーワン弁護士として有名な石寄信憲氏を講師にお招きし、経営判断と抜本的対策構築のため、2日間の「働き方改革関連法対応セミナー」を先行して開催します。経営者・労務人事部門責任者、担当者、労働専門家の皆様に参加いただきますようご案内申し上げます。



## ■働き方改革関連法の概要 働き方改革を推進するための8本の労働法の改正を一本化したもの(下記以外は雇用対策法、じん肺法)

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等 ①労働基準法 ②労働安全衛生法 ③労働時間等設定改善法 の改正(下記丸中数字が該当改正法)			
<p><b>時間外労働罰則付き上限規制①</b> 現在は基準である時間外労働の上限を法律として定め、特別条項による場合でも上限を年720時間、月100時間未満(休日労働を含む)、2~6カ月の平均を80時間(同)とする。建設業・自動車運転業務・医師も法施行5年後に適用。</p> <p>以上 月100時間</p>	<p><b>中小企業割増賃金率引上猶予廃止①</b> 時間外労働が月60時間を超えた場合の割増賃金率50%以上の中小企業への猶予措置を廃止 中小企業も適用</p>	<p><b>有給休暇の取得義務化①</b> 有給休暇が10日以上ある労働者に、年5日の取得を義務化 5日間指定休</p>	<p><b>フレックスタイム制見直し①</b> 一定条件下で清算期間の上限を、1か月から3か月に延長 3か月が可能に</p>
<p><b>高度プロフェッショナル制度創設①</b> 年収1075万円以上の高度専門知識を持つ労働者の労働時間規制を外し、時間外・深夜・休日の割増賃金を支払わない セレクトなプロ労働者</p>	<p><b>労働時間状況把握義務化②</b> 労働者の健康確保措置の実効性確保のため、労働時間状況を省令で定める方法で把握することを義務化 労働時間把握</p>	<p><b>勤務間インターバル制度③</b> 終業時刻と始業時刻の間に、一定の休息時間を確保することの努力義務化 産業医・産業保健機能の強化② 産業医への必要情報提供等の強化</p>	
雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保 ④パートタイム労働法 ⑤労働契約法 ⑥労働者派遣法 の改正(下記丸中数字が該当改正法)			
<p><b>不合理な待遇差の解消(同一労働同一賃金の実現) ④⑤⑥</b> 1.短時間・有期雇用労働者の正規労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇の性質・目的に照らし事情を考慮して適切に判断することを明確化 2.有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者は、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇 ②一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化 ※同種業務の一般労働者平均的賃金と同等以上の賃金であること等 3.これらの事項に関する同一労働同一賃金ガイドラインの根拠規定を整備</p>	<p><b>待遇説明義務の強化 ④⑤⑥</b> 短時間・有期雇用・派遣労働者の正規労働者との待遇差の内容・理由等の説明を義務化 この差を合理的に説明</p>	<p><b>行政の履行確保措置・ADR強化 ④⑥</b> 不合理な待遇格差の解消・対偶差説明の義務への行政の履行確保措置と裁判外紛争解決手続(ADR)の整備 待遇差紛争を解決</p>	

## ■その他の動き

<p><b>同一労働同一賃金ガイドライン案</b> 正規・非正規労働者の待遇差が不合理となる場合・ならない場合を、多数の事例で示したもの。関連法に併せ施行され、行政指導はないが紛争解決時の判断の基となる。</p>	<p><b>民法時効改正</b> 民法改正で賃金等の消滅時効が1年から5年となり、これに併せて将来労働基準法の時効も2年から5年となることが予想される</p>
--	---

# 働き方改革関連法対応セミナー

講師：石寄・山中総合法律事務所 代表弁護士 石寄 信憲 氏

会場：名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1



平成28年1月25日  
 有期契約労働者2018年  
 問題対応セミナー  
 講師 石寄信憲弁護士  
 会場 名古屋能楽堂

## 石寄信憲(いしぎきのぶのり) 弁護士 プロフィール



数々の労働大事件を手がけられ、法改正の舞台裏にも明るく、講演・著書も多い労働界最高権威の弁護士。ビジネス弁護士 労務管理部門 No.1 弁護士 (日経ビジネス2010)

1978年 弁護士登録(第一東京弁護士会、経営法曹会議所属)  
 1984年 石寄信憲法律事務所開設 (2011年4月に名称を「石寄・山中総合法律事務所」へ改称)。業務開始以来、一貫して労働事件を経営者側代理人として手がける。法廷活動、顧問先指導の他、日経、みずほ、SMBC等が主催する各種一般公開セミナーや企業内研修の講師としても活躍中。  
 2002年1月～2004年11月末 司法制度改革推進本部労働検討会委員  
 2002年10月～2010年5月 日弁連労働法制委員会 副委員長として労働審判制度の創設に関わる  
 1996年6月～現在は、経営法曹会議常任幹事を務める。

### 【主な著書】

・『配転・出向・降格の法律実務(第2版)』・『非正規社員の法律実務(第3版)』・『労働行政対応の法律実務』・『懲戒権行使の法律実務(第2版)』・『就業規則の法律実務(第3版)』・『健康管理の法律実務(第3版)』・『賃金規制・決定の法律実務』  
 ・『個別労働紛争解決の法律実務』・『労働契約解消の法律実務(第2版)』・『労働時間規制の法律実務』・『管理職活用の法律実務』・『労働者派遣の基本と実務』・『労働条件変更の基本と実務』・『速報ガイド平成27年 派遣法改正の基本と実務』  
 ・『実務の現場からみた労働行政』・『メーカーのための業務委託活用の法務ガイド(第2版)』(以上、中央経済社) ・『新改訂 人事労務の法律と実務』(厚有出版)  
 ・『労働法制からみた日本の雇用社会』(日本総研ビジコン) 等

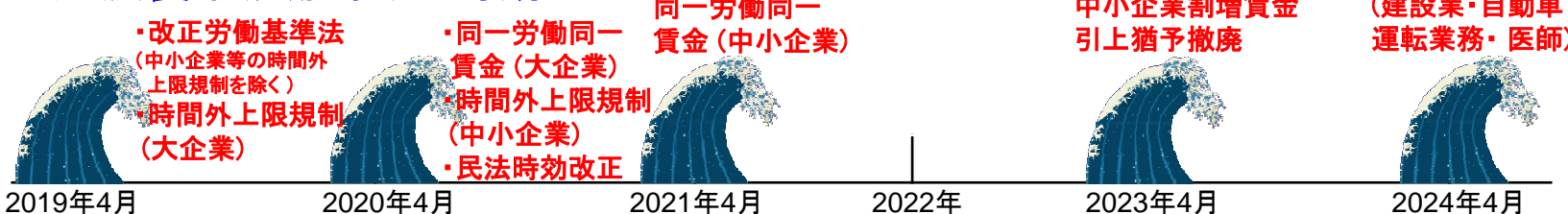
## 第1回 平成30年9月3日(月) 午前9時30分～午後0時30分

労働時間関係	(1)時間外労働の上限規制 <b>午後開催分は定員満了のため午前受講となります</b>
	①上限規制の法定の意味 ②改正法の内容(入口規制・出口規制) ③時間外労働上限規制と三六協定の様式変更 ④三六協定・届出(様式第9号)の合意内容と記載の仕方 ⑤実務は法定休日の取扱いにかかる ⑥上限規制の例外
	(2)その他の労働基準法改正 ①高度プロフェッショナル制度 ②フレックスタイム制の清算期間拡大 ③中小事業主割増賃金率引上げ猶予の廃止 ④年次有給休暇の消化義務
	(3)労働安全衛生法・労働時間等設定改善法の改正 ①面接指導の要件強化 ②産業医・産業保健機能の強化 ③勤務間インターバル制度の普及促進

## 第2回 平成30年10月16日(火) 午後1時30分～午後4時30分

同一労働同一賃金関係	(1)最高裁判決(平成30年6月1日) -八マキョウワレックス事件・長澤運輸事件- <b>午後開催分は定員満了間近です。午前受講となることがありますのでご了解ください</b>
	①判決内容 ②両判決で解決された事項(新ガイドラインへの影響) ③両判決でも未解決の事項は ④今後の展望
	(2)パートタイム労働法8条・9条、労働者派遣法の改正 ①法的救済への法整備 ②待遇の説明義務の強化 ③実効確保措置の整備 ④紛争解決手段等の整備

## 大波襲来(法施行)の時期



## 大波襲来(法施行)の影響予測

活用が可能	フレックスタイム制見直し	導入企業は <b>5.4%</b> で少ない。より効率的な運用と導入企業の増加が期待される	対策構築が必要	中小企業割増賃金率引上猶予廃止	中小企業の従業員割合は <b>70%</b> 。長時間労働を行う場合は至急の対策構築が必要。影響は極めて大きい
	高度プロフェッショナル制度創設	給与所得が1,000万円を超える者の割合は <b>4.2%</b> 。管理監督者、対象除外者も多く、現段階では制度活用対象者は極めて少ない		有給休暇の取得義務化	年次有給休暇取得率は <b>49.4%</b> 、平均取得日数は <b>9.0日</b> 。低取得率企業は、影響が極めて大きい
	残業時間罰則付き上限規制	監督指導で <b>43.0%</b> の事業場に違法時間外労働。最長労働者の時間外・休日労働が月80時間超過は <b>76.8%</b> 。影響は極めて大きい		同一労働同一賃金	非正規労働者の割合は <b>37.3%</b> 。年収は正規の <b>56%</b> 。非正規労働者を雇用しない企業はまずなく、影響は極めて大きい



**対象** 企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者と担当者、社会保険労務士、労働組合役員等

**定員** 600名(全てイス席です。各日定員になり次第締め切ります)

**費用**

事業場区分	1回参加	2回参加	備考
労働基準協会会員	4,300円	8,000円	資料代・税を含みます
以外	4,900円	9,200円	



**連絡先** 一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付

名古屋能楽堂

〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1 電話(052)961-1666 FAX(052)962-1670

**会場** 名古屋能楽堂 地下鉄鶴舞線「浅間町」徒歩10分、桜通線「丸の内」徒歩12分、名城線「市役所」徒歩12分、お車 名城公園正面駐車場 319台

**働き方改革関連法対応セミナー申込書(コピー可)**  
9月3日午前・10月16日午後

**申込要領** 申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関(名北協会)より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清洲/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木質東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

事業場名			
所在地	〒		
TEL・FAX	( ) - ( ) -		
業種			労働者数
出席者	氏名	所属部署・職名・受講日 (しを付けて下さい)	
	□2日とも □9月3日 □10月16日		
	□2日とも □9月3日 □10月16日		
	□2日とも □9月3日 □10月16日		
会費支払期	月 日銀行支払		
受講票送付先	□受講者 □担当者(部署名) 様		

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133  
 一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

※会員番号 名北協会のみ郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。  
 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。

会員番号※

--	--	--	--	--